

鎌倉市告示第 216 号

鎌倉市営住宅等の指定管理者を指定したので、鎌倉市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する規則(平成 17 年 7 月規則第 11 号)第 5 条の規定に基づき告示します。

平成 27 年 12 月 25 日

鎌倉市長 松 尾



1 管理を行わせる施設の名称及び所在地

(1) 名称

鎌倉市営住宅等

(2) 所在地

ア 植木住宅

鎌倉市植木 231 番地

イ 深沢住宅

鎌倉市寺分 448 番地

ウ 深沢住宅集会所

鎌倉市寺分 448 番地

エ 笛田住宅

鎌倉市笛田三丁目 23 番

オ 笛田住宅集会所

鎌倉市笛田三丁目 23 番 14 号

カ 梶原住宅

鎌倉市梶原四丁目 2 番 2 号～ 4 号

キ 梶原住宅集会所

鎌倉市梶原四丁目 4 番 1 号

ク 梶原東住宅

鎌倉市梶原四丁目 2 番 8 号、 9 号

鎌倉市梶原四丁目 5 番 1 号～ 4 号

ケ 岡本住宅

鎌倉市岡本 1324 番地

- コ 岡本住宅集会所
鎌倉市岡本 1324 番地
- サ 諏訪ヶ谷ハイツ
鎌倉市津西二丁目 19 番
- シ 諏訪ヶ谷ハイツ集会所
鎌倉市津西二丁目 19 番 3 号
- ス ベネッセレ湘南深沢
鎌倉市梶原 74 番地
- セ 笛田ロイヤルハイツ
鎌倉市笛田三丁目 40 番 3 号
- ソ 深沢セントラルハイツ
鎌倉市笛田一丁目 1 番 11 号
- タ レーベンスガルテン山崎
鎌倉市山崎 1390 番地

2 指定管理者

横浜市中区日本大通 33 番地
一般社団法人かながわ土地建物保全協会
会長 久保寺 啓二

3 指定の期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで